京都府ＬＰガス価格高騰対策支援金交付要領

（趣旨）

第１条　本要領は、一般社団法人京都府ＬＰガス協会（以下「協会」という。）が、ＬＰガスの供給を受ける消費者の負担を軽減するため、液化石油ガス販売事業者等が一般消費者等に対して負担軽減を行った場合に、液化石油ガス販売事業者等に対し、京都府ＬＰガス価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　液化石油ガス販売事業者　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）第３条第１項の登録を受けている者

(2)　ガス小売事業者　ガス事業法（昭和29年法律第51号）第３条の登録を受けている者

(3)　一般消費者等　液化石油ガス法第２条第２項に規定する一般消費者又はガス小売事業者からＬＰガスを燃料として供給され、その消費する態様が生活の用に供する場合に類似している者

２　この要領において使用する用語は、前項各号に定めるもののほか、関係法令等において使用する用語の例による。

（支援金の支給対象事業及び対象者）

第３条　支援金の支給の対象となる事業は、次項各号に掲げる者が府内の一般消費者等に対し、ＬＰガスの使用料金の負担軽減を行う事業（以下「支援金事業」という。）とする。

２　支援金の支給の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 液化石油ガス販売事業者であって、府内の一般消費者等に販売しているもの

(2) ガス小売事業者のうち、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給し、一の団地内におけるガスの供給地点の数が70以上である小売供給を行う事業（いわゆる旧簡易ガス事業のことをいう。）を行うものであって、府内の一般消費者等に販売しているもの

３　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支援金支給対象者としない。

(1) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったこと がある場合又は京都府税の滞納がある場合

(2) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。)が京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第２条第３号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる場合

(3) 暴力団（京都府暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(7) 資材若しくは原材料の購入契約又はその他の契約にあたり、その相手方が第２号から第６号までに掲げる要件のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる場合

(8) 第２号から第６号までに掲げる要件のいずれかに該当する者を資材又は原材料 の購入契約その他の契約の相手方とした場合（前号に該当する場合を除く。)に、協会が当該契約の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかった場合

（支援金の算定）

第４条　支援金事業の算定は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 令和６年４月19日時点でＬＰガスの販売契約を締結している府内の一般消費者等に対し、令和６年６月から同年７月までの間におけるＬＰガス使用料金の請求において、値引き販売を行った場合を支援金の対象とする。

ただし、協会が特別の事情があると認める場合は、令和６年６月から同年７月までの間以外の期間における請求において行った値引きの額を支援金の対象とすることができる。

(2) 支援金は1,500円を上限とし、実際の値引き額がこの額を下回った場合は、当該金額を支給する。

(3) 支援金の支給額は、次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる額を合算した額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 消費者の負担軽減のための経費 | 上限1,500円×値引きを実施した府内の一般消費者等数 |
| 支援金事業の実施に係る協力金 | 150 円×値引きを実施した府内の一般消費者等数（ただし、値引きを実施した府内の一般消費者等数が50以下の場合は7,500円を下限とする。） |
| 支援金事業の実施のための経費 | 150 円×値引きを実施した府内の一般消費者等数を上限として、支援金事業の実施のために要した事務経費（百円未満切り捨て） |

（支援対象期間）

第４条の２　支援金事業の実施期間（以下「支援対象期間」という。）は、第６条に規定する支援金の交付の決定を行った日（以下「交付決定日」という。）から令和６年８月30日までとする。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があると協会が認める場合は、交付決定日より前の日（令和６年２月28日以降に限る。）を支援対象期間の起算日とすることができる。

（支援金の交付申請）

第５条　第３条第２項各号に掲げる者であって支援金の支給を受けようとするときは、交付申請書等（様式１－１～１－５）を、協会に提出しなければならない。

２　申請者は、前条ただし書に規定する場合で、起算日から交付決定日までに発生する経費を申請する場合には、前項の交付申請書に交付決定前着手届（様式５）を添えて、協会に提出するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第５条の２　電子情報処理組織（協会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法による申請者は、協会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

２　前項の規定による申請者は、協会が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織に記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

（交付決定）

第６条　協会は、前条の交付申請書の提出を受けた場合には、内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定を行うものとする。なお、協会は、必要があるときは、支援金の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、または条件を付して支援金の交付の決定を行うことができる。

２　協会は、支援金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等の申請等）

第７条　支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援事業者」という。）は、第５条の規定により提出した交付申請書等について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式２）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 交付の決定を受けた支援金を増額しようとするとき

(2) その他協会が必要と認めるとき

２　支援事業者は、本事業を中止しようとするときは中止承認申請書（様式２）を協会に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　支援事業者は、支援金事業を完了したときは、実績報告書（様式３－１～３－３）により、協会が特に認める場合を除き、事業完了日から30日を経過した日又は令和６年８月30日のいずれか早い日までに、その実績について報告をしなければならない。

（額の確定等）

第９条　協会は、前条の規定により実績報告を受けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告にかかる本事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、支援事業者に通知するものとする。

２　協会は、支援事業者に交付すべき支援金の額を確定した場合において、すでにその額を超える支援金が交付されているときは、その超える部分の支援金の返還を命ずる。

（支援金の支払）

第10条　協会は、前条第１項の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に、支援金を支援事業者へ支払うものとする。

　　ただし、必要があると認められる場合については、交付決定額のうち、第４条第１項第３号に掲げる消費者の負担軽減のための経費の９割を限度として概算払いをすることができる。

２　支援事業者は、前項の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式４）を協会に提出するものとする。

（交付決定の取消等）

第11条　協会は、支援事業者が次の各号に掲げるものに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取消し、若しくは変更することができるものとする。

(1) 第７条第２項の規定により事業の中止を承認したとき

(2) 本要領、交付決定の内容又はこれに附した条件に違反したとき

(3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は、不正な行為があったとき

(4) 法令違反など社会通念上不適切な行為と協会が認めたとき

(5) 破産、民事再生、会社整理、特別清算又は会社更生等の申立ての事実が生じたとき

(6) 被災等により支援事業の遂行ができないと協会が認めたとき

２　前項の規定は、支援金の額を確定した後においても適用するものとする。

３　協会は、第１項の規定による取消等の決定を行った場合には、支援事業者に通知するものとする。

（支援金の経理等）

第12条　支援事業者は、本事業に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整備し、これらの書類を支援事業完了の翌年度から５年度間保存しなければならない。

２　支援事業者は、協会の要求があったときは、前項の帳簿及び証拠書類をいつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

（その他）

第13条　この要領に定めるもののほか、支援金事業の実施に関し必要な事項は協会が別に定める。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和５年８月８日から施行する。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和５年８月28日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は、令和６年１月23日から施行する。

（経過措置）

２　この要領による改正後の京都府ＬＰガス価格高騰対策支援金交付要領第４条の２の規定は、令和５年８月28日以後の支援金事業について適用する。

附　則

（施行期日）

この要領は、令和６年２月28日から施行する。